

平成 25 年 4 月 26 日

中田カウス 講談社に対する訴訟について第一審判決のお知らせ
(平成 23 年 11 月 14 日及び同月 28 日発売の週刊現代掲載記事について)

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属タレントである中田カウスが、平成 23 年 11 月 14 日及び同月 28 日発売の週刊現代にそれぞれ掲載された「直撃インタビュー 大阪府警元マル暴刑事が話す」等と題する記事及び「どういう関係？ 山口組五代目の義兄を顧問に迎えていた吉本興業」等と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である鈴木章一氏に訴訟提起していた事件について、本日、大阪地方裁判所において、中田カウス勝訴の判決が言い渡されました。

上記記事は、中田カウスについて、

- ① 弊社の元社長中邨秀雄氏を脅迫して金銭を交付させ、これに対する大阪府警から受けた任意の事情聴取でも虚偽の供述を行ったうえ、巧みにマスコミを利用して取調官から暴力を振るわれたとの虚偽を言い広めたとの事実。
- ② 山口組の五代目組長の義兄にあたる人物について何らかの利用価値があると考えたうえで、弊社の林裕章元社長のトラブルについて暴力団関係者に依頼して解決するなどし、林元社長やその奥様から同人物に多額の金員を支払わせるとともに、同人物の弊社関連会社の顧問就任を積極的に進めてこれを実現させた事実。

等を印象付けるものでありました。

しかし、裁判所は、**上記記事のいずれについても、真実と認めるに足りず、また、担当記者において必要な裏付け取材を行ったと認めることができない旨を判断**したうえ、株式会社講談社及び鈴木章一氏に対して、中田カウスに 220 万円の損害賠償を支払うことを命じました。

弊社としては、本件のような重大な名誉棄損にも関わらず、請求の認容金額が上記の程度にとどまった点は残念ではありますが、判決において、記者の取材に不備があったことを認めたとうえで、法的責任を明らかにした点については、適切にご判断をいただいたものと考えております。

株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対しては、あらためて厳重に抗議するとともに、今後、このような名誉棄損記事を掲載することがないように、体質・体制の改善と取材活動の適正化、掲載記事の質の向上を強く求めます。

弊社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、引き続き、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上